配分金と消費税について [令和3年度調査研究事業]

調查結果報告書



公益社団法人四街道市シルバー人材センター

目 次

概	要	• • • •	1
結	果	• • • •	2
考	察	• • • •	3
結	高侖	• • • •	4
調配	査結果と資料	• • • •	5
	回収率	• • • •	6
	調査依頼文書	• • • •	7
	回答用官製はがき(裏面)	• • • •	8
	設問1の調査結果	• • • •	S
	設問2の調査結果	• • • •	1 C
	設問3の調査結果	• • • •	1 1
	設問4の調査結果	• • • •	12
	設問5の調査結果	• • • •	13
	参考資料『適格請求書等保存方式の概要』	• • • •	1 4
	参考資料『免税事業者のみなさまへ』	• • • •	38
	参考資料『インボイス制度への対応に関するQ&Aについて-概要-』		42

概 要

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることに伴い、 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会から、その具体的な対応方針について示されて いないものの、事前準備を行うにあたり会員の認知度等を知る必要があると考えられる。

会員への周知も含めて、「配分金と消費税について」を中心としたアンケート調査を実施した。

調査対象 令和4年2月18日現在の登録会員586名

調査内容 以下の5項目について、「知っていた」か「知らなかった」の二択とし、 官製はがきの返送による調査とした。

- 配分金は税法上雑所得として扱われ、「賃金」ではないこと。
- 配分金に消費税が含まれていること。
- 会員は、基準期間の課税売上高(配分金等)が1千万円を超えていない ため、消費税の納税義務と消費税の申告が免除されていること。
- ・ 令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が 導入されること。
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、消費税の仕入税額控除の 方式であり、会員(個人事業者)にも適用される制度であること。

調査方法 令和4年2月24日(2月定期便到着の日)から令和4年3月10日まで

回 収率 72.87% (令和4年3月末日収受分まで)





結 果

1. シルバー人材センターから支払われる配分金(以下、「配分金」)とは、会員に対して仕事の完成後に、発注者から支払われた契約代金から仕事の内容と就業実績に応じて支払われる「報酬」(又は「請負代金」)であり、「賃金」とは異なることについての理解。

知っていた ・・・ 全体:65.4% 回答者中:89.7%

2. 配分金は作業の対価であり、「報酬」又は「請負代金」(税法上の雑所得)にあたるため、消費税が含まれていることについての理解。

知っていた ・・・ 全体: 43. 4% 回答者中: 59. 5%

3. 会員は基準期間の課税売上高(配分金等)が1千万円を超えていない事業者のため、消費税の納税義務と消費税の申告が免除(免税事業者)されていることについての理解。

知っていた ・・・ 全体:39.1% 回答者中:53.6%

4. 令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることについての理解。

知っていた ・・・ 全体: 7.5% 回答者中:10.3%

5. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、消費税の仕入税額控除の方式であり、会員 (個人事業者)も適用される制度であることについての理解。

知っていた ・・・ 全体: 7.7% 回答者中:10.5%



考 察

- 配分金が賃金ではないことについては、研修会等で啓発してきた結果がみられるものの、 全(就業)会員の理解が得られているとは言えない現況となっている。
- 配分金が賃金ではないことについて理解していても、消費税が含まれていることについて 理解が得られているとは限らない。
- 会員は、原則として納税義務者とはならず、個人事業者とはいえ「仕入れ控除」等の会計 処理を必要としていなかったため、消費税の申告が免除されていたことについての認識を 持っている会員は少ない。
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることについては、ほとんど理解が 得られていない。
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)が、自身に関わる制度である認識は非常に低い と言える。
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明に必要な段階は次のとおりと思われる。
 - 第1段階 シルバー人材センター事業による就業は、請負(委任)であること。
 - 第2段階 配分金は、賃金ではなく報酬(請負代金)であること。
 - 第3段階 配分金は賃金ではないため、消費税が含まれていること。
 - 第4段階 会員は、(消費税の)納税義務者であるが手続きを含め免除されていたこと。
 - 第5段階 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要。
 - 第6段階 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入による影響。
 - 第7段階 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する必要な手続き。

ただし、第7段階の説明については、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会から の指導(対応方針)を待つ必要がある。

• 現時点において、免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられていることから も、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入により、企業(組織)や個人事業者の みならず、シルバー人材センターも含めた課税事業者に関しては、免税事業者(会員)との 取引に大きな影響があるものと考えられる。



結 論

入会説明会や研修会等で説明してきたが、現在の税制において、会員は消費税を意識しなくても 就業活動をはじめ、税法上の手続き等について特に支障がなくシルバー人材センター事業に携わる ことが出来ていたこともあり、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることによる 自身への影響について、意識する必要がないと判断しているといえる。

したがって、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の施行に伴う情報提供(啓発・説明) は、 第1段階から順を追って行う必要があると考えられる。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施は令和5年10月1日からであり、免税事業者に関する経過措置はその後6年間となっているものの、令和4年度末の完了を目指して、情報提供 (啓発・説明)を実施すべきであると考えられる。

未だ終息(安定化)をみない新型コロナウイルス感染症への対応により、従来のような招集型の 研修会等の開催に懸念があるため困難が予想されるが、好機と捉え啓発に努める必要がある。

調査結果と資料



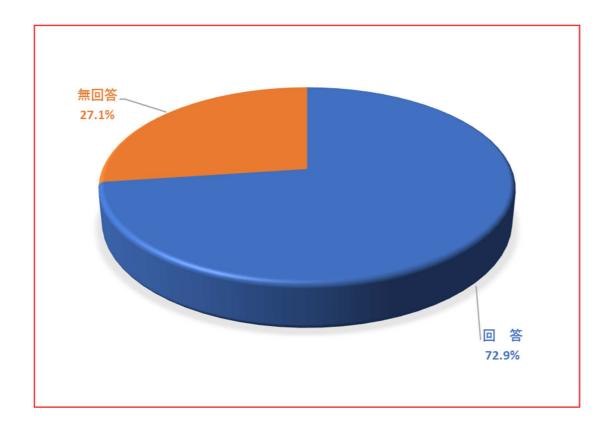
調査結果

【回収率】

令和4年2月18日現在の登録会員586名に、文書により調査協力を依頼し、同封した官製はがきによる回答方式で行い、回収率向上を目指した。

調査の期限を、令和4年2月24日(2月定期便到着の日)から令和4年3月10日までとした。

n=586 回答数=427(72.9%) 無回答数=159(27.1%)



【調查依頼文書】

事 務 連 絡 令和4年2月24日

会 員 各 位

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 会 長 平 林 健 ー (公印省略)

令和3年度アンケート調査について(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、令和3年度の調査研究事業として、アンケート調査を実施することといたしました。 つきましては、ご多忙の折まことに恐縮に存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度アンケート調査実施要領

- 同封の官製はがきに記載された設問(5問)について、回答をお願いいたします。
- O 各問について、(知っていた・知らなかった) のいずれかをOで囲むか、回答の " \Box " に " \checkmark " を記入してください。
- 無記名で結構です。
- 回答の後、3月10日までにポストへ投函して下さい。

ご質問・お問い合わせ 公益社団法人四街道市シルバー人材センター事務局 電話 043-497-5080

令和3年度アンケート調査

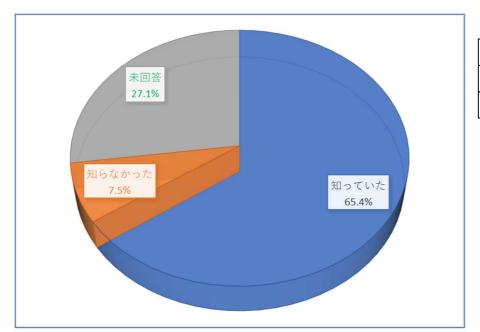
全ての問いにお答えください。(どちらかに〇又は□に✓)

問1	シルバー人材センターから支払われる配分金(以下、
	「配分金」)は、税法上雑所得として扱われ、賃金では
	ありません。
	□ 知っていた □ 知らなかった
問2	配分金には、消費税が含まれています。
	□ 知っていた □ 知らなかった
問3	会員は、基準期間の課税売上高(配分金等)が1千万円
	を超えていない事業者のため、消費税の納税義務と
	消費税の申告が免除されています。(免税事業者)
	□ 知っていた □ 知らなかった
問4	令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(イン
	ボイス制度)が導入されます。
	□ 知っていた □ 知らなかった
問5	適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、消費税
	の仕入税額控除の方式ですが、会員(個人事業者)
	のみなさんにも関係する制度です。
	□ 知っていた □ 知らなかった
	ご協力、ありがとうございました。
	お手数ですが、3日10日までにごね取下さい

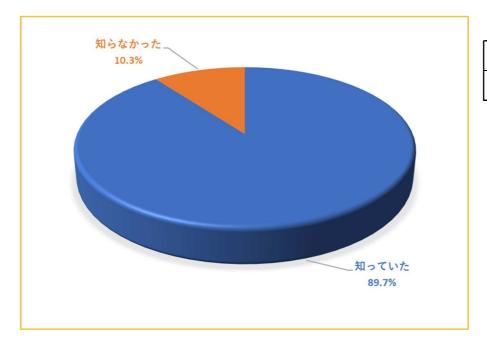
の主致ですが、3月10日までにこ投図下され。

1. シルバー人材センターから支払われる配分金(以下、「配分金」)とは、会員に対して仕事の完成後に、発注者から支払われた契約代金から仕事の内容と就業実績に応じて支払われる「報酬」(又は「請負代金」)であり、「賃金」とは異なることについて

設問1 シルバー人材センターから支払われる配分金(以下、「配分金」)は、税法上雑所得として 扱われ、賃金ではありません。



	(n=586)
知っていた	383
知らなかった	44
未回答	159

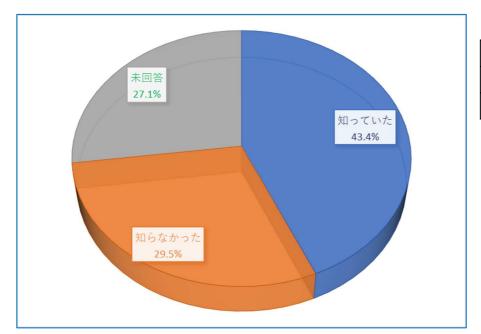


知っていた 383 知らなかった 44

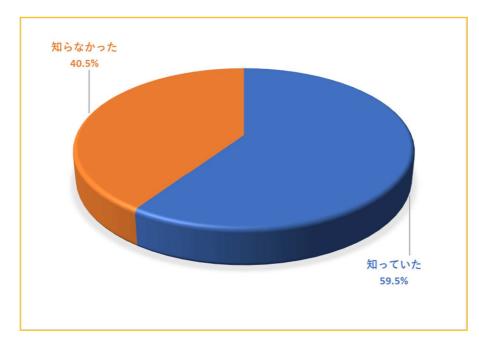
(n=427)

2. 配分金は作業の対価であり、「報酬」又は「請負代金」(税法上の雑所得)にあたるため、消費税が含まれていることについて

設問2 配分金には、消費税が含まれています。



	(n=586)
知っていた	254
知らなかった	173
未回答	159

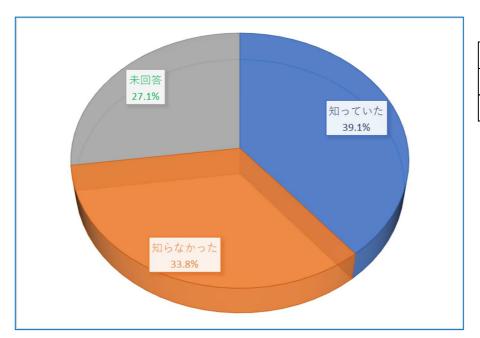


(n=427)

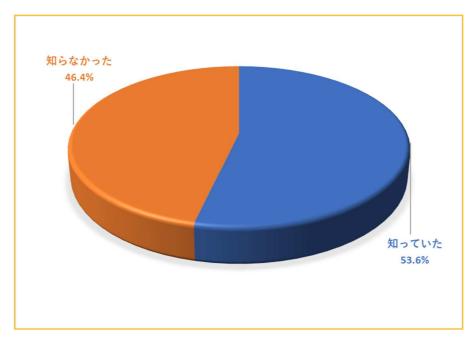
知っていた	254
知らなかった	173

3. 会員は基準期間の課税売上高(配分金等)が1千万円を超えていない事業者のため、消費税の納税義務と消費税の申告が免除(免税事業者)されていることについて

設問3 会員は、基準期間の課税売上高(配分金等)が1千万円を超えていない事業者のため、 消費税の納税義務と消費税の申告が免除されています。(免税事業者)



	(n=586)
知っていた	229
知らなかった	198
未回答	159

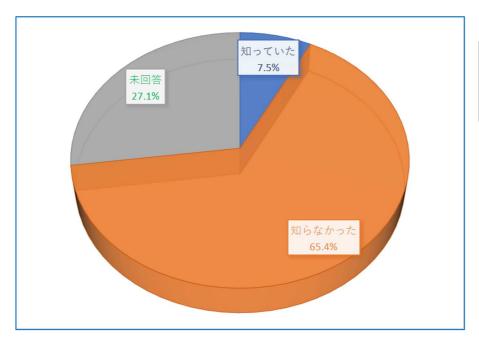


(n=427)

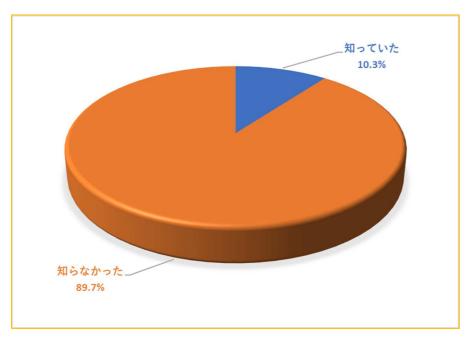
知っていた	229
知らなかった	198

4. 令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることについて

設問4 令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。



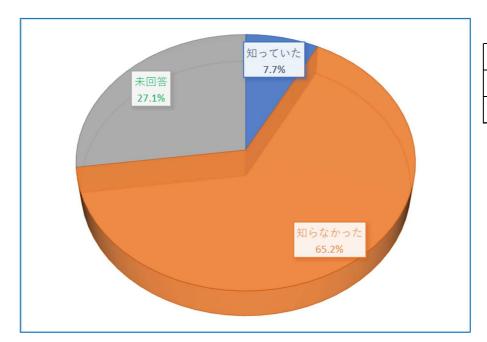
	(n=586)
知っていた	44
知らなかった	383
未回答	159



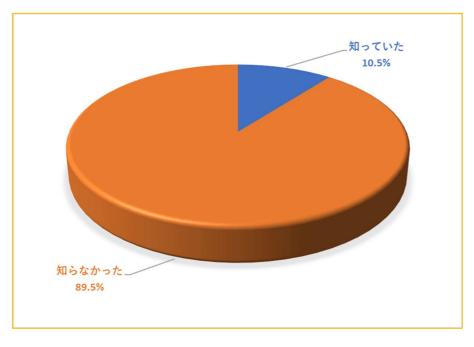
(n=427) 知っていた 44 知らなかった 383

5. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、消費税の仕入税額控除の方式であり、会員 (個人事業者)も適用される制度であることについて

設問5 適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、消費税の仕入税額控除の方式ですが、会員 (個人事業者)のみなさんにも関係する制度です。



	(n=586)
知っていた	45
知らなかった	382
未回答	159



(n=427) 知っていた 45 知らなかった 382

